

保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ

待機児童解消対策として保育士確保に取り組むため、下記のとおり入所選考における保育士等への加点を設けています（51 ページ Q&A 問 17 参照）。

加点条件（1～4をすべて満たす必要あり）

1. 保護者が、保育士・保育教諭・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・保健師のいずれかの資格を有しており、①2・3号認定定員を設定する認可保育施設、②幼稚園、③企業主導型保育事業、④高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑤高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）にて、保育士・みなし保育士・幼稚園教諭として勤務している又は勤務予定であること。
あるいは、保育士・看護師・准看護師・保健師・助産師のいずれかの資格を有しており、認可保育施設（小規模保育事業所等を除く）、幼稚園、企業主導型保育事業にて、病児保育事業に従事している又は従事予定であること。

	通常保育・教育	病児保育事業 （病児・病後児・体調不良）
対象施設 対象資格	認可保育所、認定こども園、 小規模保育事業所等、 幼稚園、企業主導型保育事業、 高槻認定こども園分室（年度利用保育）、 高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	認可保育所、認定こども園、 幼稚園、企業主導型保育事業
保育士	加点対象	加点対象
幼稚園教諭 小学校教諭 養護教諭	加点対象	加点対象外
看護師 准看護師 保健師	加点対象	加点対象
助産師	加点対象外	加点対象

2. 常勤又は常勤に準ずるものとして、月120時間以上（週30時間以上）勤務・従事している又は勤務予定・従事予定であること。
3. お子様が認可保育施設等を利用する間は、就労証明書に記載される勤務場所・勤務時間で保育士等として勤務・従事すること。
4. 上記1～3の事項について記載された同意書（職場の証明印が必要）に各資格を証する書類の写しを添付して提出すること。（同意書の様式は保育幼稚園事業課窓口・本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」にございます。）

加点内容

勤務地	市内	市外
2・3号認定定員を設定する認可保育施設	+10点	+3点
幼稚園	+6点	+1点
企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、 高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	+6点	+1点
認可保育施設・幼稚園・企業主導型保育事業のいずれかにて勤務予定であるが、 いずれで勤務するかは、まだ決定していない	+6点	+1点

注意事項

- ・本加点は利用調整上の加点であり、入所を保証するものではありませんのでご了承ください。
- ・保護者ともに保育士等で本加点の対象の場合、加点は一方のみ（どちらかのみ）となります。